

令和3年4月1日制定

畿央大学競争的研究費等不正防止に関する基本方針

本学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）に基づき、競争的研究費等の不正使用を防止する取組みに関する基本的な考え方を「畿央大学競争的研究費等不正防止に関する基本方針」として次のとおり定めます。

1. 不正使用防止対策に関する責任体系を明確化し、公表します。
2. 事務処理に関する職務権限やルール等を明確化するとともに、コンプライアンス教育等により不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図ります。
3. 不正を誘発させる要因に対応した不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を継続的に実施します。
4. 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックを行ない、競争的研究費等の適正な運営、管理を行います。
5. 競争的研究費等の使用ルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築します。
6. 競争的研究費等の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。
7. 研究費の不正使用と研究活動の不正に対する通報(告発)窓口を整備します。
8. 研究費に関する事務処理等の相談窓口を整備します。

この基本方針の改廃は、運営協議会の議を経て、学長が行なう。

畿央大学
学長 冬木 正彦